

令和 7 年度 文教委員会資料

【議案第 1 8 2 号】

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 1 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 概要

参考資料 2 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和 7 年 1 1 月 2 0 日)

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 概要

1 条例改正の概要

印鑑登録に係る事務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）第2条第1項で規定する、「標準化対象事務を定める政令」第5号にて「標準化対象事務」として位置づけられている。また、標準化法第5条第1項に基づき策定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」により、当該印鑑登録証明書の交付に関する事務は、令和7年度末までに標準システムに準拠したシステムに移行することを目指すこととされた。これらに基づき、国において「印鑑登録システム標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）」が作成されたことに伴い、川崎市印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 条例改正の内容

標準仕様書等に基づき、次のとおり改正を行うものとなります。

- （1）印鑑登録原票における印影において電磁的記録をもって作成するものとする。（川崎市印鑑条例（以下「条例」）という。）第6条、第10条及び第14条関係）
- （2）区役所の窓口にて個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請をできることとする。（条例第13条及び第15条関係）
- （3）印鑑登録原票をカバメントクラウド上に保存するものとする。（条例第6条第2項関係）

3 施行期日

令和8年1月5日から施行する。

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日 条例第 8 号 (印鑑の登録) 第 6 条 区長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、その確認の日をもって、<u> </u>当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 印影 (4) 氏名 (5) 出生の年月日 (6) 住所 2 前項各号に規定する事項を登録する印鑑登録原票は、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成</u>するものとする。 (登録事項の修正) 第10条 登録者等は、第 6 条第 1 項<u>第 4 号から第 6 号</u>までに規定する登録事項について変更しようとする場合は、その旨を区長に届け出なければならない。 2 区長は、前項の届出があったとき、又は当該登録事項について変更があることを知ったときは、印鑑登録原票を修正するものとする。 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。<u>ただし、登録者は印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す</u>	○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日 条例第 8 号 (印鑑の登録) 第 6 条 区長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、その確認の日をもって、<u>印影のほか</u>当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名 (4) 出生の年月日 (5) 住所 2 前項各号に規定する事項を登録する印鑑登録原票は、<u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製</u>するものとする。 (登録事項の修正) 第10条 登録者等は、第 6 条第 1 項<u>第 3 号から第 5 号</u>までに規定する登録事項について変更しようとする場合は、その旨を区長に届け出なければならない。 2 区長は、前項の届出があったとき、又は当該登録事項について変更があることを知ったときは、印鑑登録原票を修正するものとする。 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

改正後	改正前
<u>る法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第15条において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されているものに限る。以下同じ。）を添えて申請をすることができる。</u>	
2 前項の規定にかかわらず、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 （印鑑登録証明書の交付）	2 前項の規定にかかわらず、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 （印鑑登録証明書の交付）
第14条 区長は、前条の申請があったときは、_____	第14条 区長は、前条の申請があったときは、<u>印鑑登録原票に登録されている</u>
	<u>印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）及び</u>
_____第6条第1項第3号から第<u>6</u>号までに規定する事項について証明したものを交付するものとする。	<u>第6条第1項第3号から第5号までに規定する事項について証明したものを交付するものとする。</u>
（印鑑登録証明の制限）	（印鑑登録証明の制限）
第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明の申請（第13条第1項の申請に限る。）を受理しないものとする。	第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明の申請（第13条第1項の申請に限る。）を受理しないものとする。
（1） 印鑑登録証<u>又は個人番号カード</u>の提示がないとき。	（1） 印鑑登録証の提示がないとき。
（2） 印鑑登録証が著しく汚損し、<u>若しくは</u>き損しているため、登録番号の確認ができないとき<u>又は個人番号カードに記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき。</u>	（2） 印鑑登録証が著しく汚損し、<u>又は</u>き損しているため、登録番号の確認ができないとき。
（3） 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。	（3） 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
（4） その他区長が証明することが適当でないと認めたとき。	（4） その他区長が証明することが適当でないと認めたとき。